

知ってナッゲ

のみんな安心

防災安全課 地域安全係 ☎・内線 1265
消防防災係 ☎・内線 1261

交通 自転車の交通ルール 確認して安全運転を

自転車は気軽に便利な乗り物ですが、意外と守られていないのが交通ルールです。自転車の交通ルールは道路交通法で決められていて、違反した場合は罰金や罰則があります。日頃からルールを守り、安全運転を心掛けることが大切です。

■自転車の基本的な交通ルール

自転車は基本的に車道を走行しなければなりません。道路標識などで指定された場合、車道や交通の状況からやむを得ない場合などに歩道を走行できます。

■車道走行中は車道の信号機に従う
車道を走行しているときは車道の

信号機に、歩道を走行しているときは歩道の信号機に従います。

■車道は左側、歩道は車道側を

車道を走行するときは、自動車と同様に左側通行です。歩道を走行するときは、車道側を通行します。

■道路標識・表示に従う

自転車も走行中は自動車と同様に、道路標識・表示に従います。

■自転車の主な道路交通法違反

- ▼飲酒運転
- ▼スマホ操作などの「ながら運転」
- ▼夜間の無灯火走行
- ▼傘差し運転(視界を遮る運転)
- ▼13才未満のヘルメット未着用
- ▼2人乗り運転(16才以上の運転者と幼児用座席に6才未満の幼児を乗せる場合は認められます。)

■自転車で事故を起こしたら

自分の不注意で事故を起こして相手を死傷させた場合、罰則が科せられます。また、被害者に損害賠償を支払わなければなりません。過去には、歩行者をはねて重傷を負わせた加害者側に約9500万円の賠償を命じた判決がありました。

自転車事故で相手にけがをさせたときの損害を補償する保険があります。万一のために自転車保険に加入しましょう。保険の詳細は、自転車販売店または損害保険会社まで。

交通 「一瞬の油断が事故の元」 「ながら運転」厳罰化

道路交通法の改正により、昨年12月からスマートフォンなどを使用しながら車を運転する「ながら運転」の罰則が厳しくなっています。

県内では平成30年に、ながら運転で43件(携帯電話使用22件、カーナビ使用21件)の事故が発生しています。過去には、カーナビ使用中の死亡事故もありました。

ながら運転は、悲惨な事故につながる危険な運転です。安全な場所に停車してから使用しましょう。

ながら運転で交通の危険を生じさせた場合の罰則などの比較(抜粋)

	法改正前	法改正後
罰則	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
反則金	普通車の場合 9,000円	適用なし(非反則行為となり罰則が適用)
点数	2点	6点(免許停止)

※スマートフォンや携帯電話は、持って通話したり、画面を注視したりするだけで違反になります。

この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、聴力低下、腰痛症、不眠症、不妊症、月経痛等 お困りの症状を御相談ください

漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からもご利用できるようになりました!

☎0120-204077



本 店/八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227
西根中学校前店/八幡平市大更24-1-118(西根病院そば) TEL.0195-70-2311

<http://www.facebook.com/asahi.kanpou>

<http://www.asahi-kanpou.com/>

